



平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 ホギメ ディカル  
代表者名 代表取締役社長 保 木 潤 一  
(コード番号 3593 東証第一部)  
問合せ先 管 理 部 部 長 石 井 順 雄  
(TEL 03-6229-1300)

## 自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

平成 21 年 5 月 29 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 当社株式の売出し

##### 1. 自己株式の処分に係る株式売出し

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 700,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条（有価証券の引受け等に関する規則の一部改正により、平成 21 年 6 月 1 日（月）以降、条文番号は「第 25 条」となる。以下同じ。）に規定される方式により、平成 21 年 6 月 8 日（月）から平成 21 年 6 月 11 日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 処 分 方 法 売出しとし、野村證券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。  
なお、売出価格は日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、売出価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である払込金額を差し引いた額の総額とする。
- (4) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (5) 払 込 期 日 平成 21 年 6 月 15 日(月)から平成 21 年 6 月 18 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、売価等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 21 年 6 月 16 日(火)から平成 21 年 6 月 19 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)に記載の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、売価等、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 保木潤一に一任する。

2. 株式売出し（当社株主による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種類及び数 当社普通株式 680,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数
 

氏名又は名称	売出株式数
有限会社ホキビジネス	650,000 株
保 木 博 子	30,000 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、売価等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。  
 なお、売価等は「1. 自己株式の処分に係る株式売出し(3)処分方法」に記載の売価等と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 「1. 自己株式の処分に係る株式売出し(3)処分方法」に記載の売出方法と同一とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
 売出しにおける引受人の対価は、売価等から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（「1. 自己株式の処分に係る株式売出し(2)払込金額の決定方法」に記載の払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 「1. 自己株式の処分に係る株式売出し(4)申込期間」に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 「1. 自己株式の処分に係る株式売出し(6)受渡期日」に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売価等、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 保木潤一に一任する。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類及び数 当社普通株式 100,000 株  
 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売価等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は「1. 自己株式の処分に係る株式売出し(3)処分方法」及び「2. 株式売出し（当社株主による売出し）(3)売出価格」に記載の売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 「1. 自己株式の処分に係る株式売出し」及び「2. 株式売出し（当社株主による売出し）」（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 「1. 自己株式の処分に係る株式売出し(4)申込期間」及び「2. 株式売出し（当社株主による売出し）(5)申込期間」に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 「1. 自己株式の処分に係る株式売出し(6)受渡期日」及び「2. 株式売出し（当社株主による売出し）(6)受渡期日」に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 保木潤一に一任する。

#### <ご参考>

##### 1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは設備投資資金に充当するため（下記「4. 自己株式の処分による手取金の使途」をご参照ください。）、また当社普通株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

##### 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の株式売出しにおきましては、上記「1. 自己株式の処分に係る株式売出し」及び上記「2. 株式売出し（当社株主による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの引受会社である野村証券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、100,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成 21 年 6 月 25 日（木）までの間を行使期間（グリーンシューオプションの行使期間）として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 21 年 6 月 22 日（月）までの間（以下「シンジケートカーブ取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

### 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,309,568株	(平成21年3月31日現在)
処分株式数	700,000株	
処分後の自己株式数	609,568株	

### 4. 自己株式の処分による手取金の使途

今回の自己株式の処分に係る手取概算額3,253,580,000円については、全額を筑波新滅菌センターの設備資金に充当する予定であります。なお、当社の設備投資計画は、平成21年5月13日(水)現在、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 筑波新滅菌 センター	茨城県 牛久市	滅菌設備	2,780,000	1,668,600	自己資金 自己株式の 処分資金	平成20年 9月	平成23年 1月	(注) 3
当社 筑波新滅菌 センター	茨城県 牛久市	搬送設備	1,920,000	—	自己資金 自己株式の 処分資金	平成21年 6月	平成23年 1月	
当社 筑波新滅菌 センター	茨城県 牛久市	建物	1,890,000	—	自己資金 自己株式の 処分資金	平成21年 7月	平成22年 10月	
当社 筑波新キット 工場	茨城県 牛久市	新キット 工場用地	2,500,000	1,825,000	自己資金	平成19年 9月	平成22年 3月	—
P. T. ホギ インドネシア インドネシア 工場	インド ネシア	パック・キ ット製品製 造工場	1,250,000	828,952	自己資金	平成20年 8月	平成21年 9月	(注) 4
P. T. ホギ インドネシア インドネシア 工場	インド ネシア	パック・キ ット製造設 備	350,000	—	自己資金	平成20年 8月	平成21年 9月	
合計			10,690,000	4,322,552	—	—	—	

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 新キット工場用地の着手、完了は、それぞれ、支払開始時期・引渡予定時期を記載しております。

3 新滅菌センター完成後の滅菌処理能力は、現行の約2倍の能力が追加され約3倍となります。

4 P. T. ホギインドネシアのインドネシア工場完成後の生産能力は、現行の約2倍の能力が追加され約3倍となります。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において決議した上記「I. 当社株式の売出し 2. 株式売出し(当社株主による売出し)」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、主要株主の異動が見込まれるものであります。

### 2. 当該株主の氏名及び住所

- (1) 名 称 有限会社ホキビジネス
- (2) 本 店 所 在 地 東京都港区赤坂二丁目 7 番 7 号 10 階
- (3) 代 表 者 代表取締役 保木将夫
- (4) 主 な 事 業 内 容 損害保険代理業

### 3. 当該株主の所有株式数（議決権の数）および総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 21 年 3 月 31 日現在)	15,177 個 (1,517,700 株)	10.12%	第 2 位
異 動 後	8,677 個 (867,700 株)	5.53%	第 3 位

※ 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 1,343,955 株  
(自己株式処分後 643,955 株)  
平成 21 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 16,341,155 株

### 4. 異動予定年月日

上記「I. 当社株式の売出し 2. 株式売出し(当社株主による売出し)」に記載の売出しにおける受渡期日(売出価格等決定日の 6 営業日後の日)

以 上

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。